

国家外貨管理局

資本項目人民元転管理政策の改革と規範化についての通知

外債の自由元転を全国展開、資金用途規制の緩和も進む

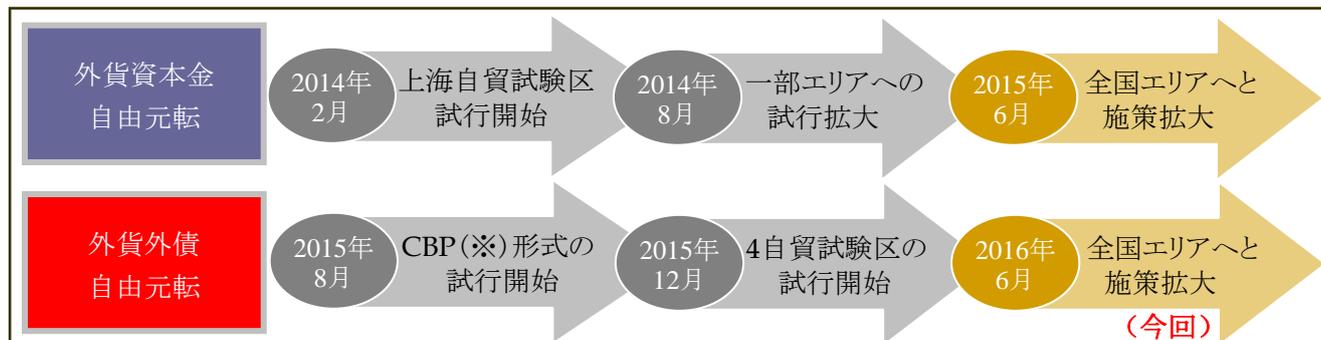
中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年6月15日、国家外貨管理局より「資本項目人民元転管理政策の改革と規範化についての通知」(匯発[2016]16号、以下略称「16号通知」)が公布されました。16号通知は公布日より施行されており、全国において外貨建外債の自由元転が可能となったことに加え、資本項目外貨収入の自由元転および支払管理が統一され、規範化されました。16号通知の公布により、域内企業の資金管理はより便利なものとなります。

1. 政策の背景

2015年4月、国家外貨管理局は「外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革に関する通知」(匯発[2015]19号、以下19号通知)を公布し、同年6月より外貨資本金の自由元転を認めました。自由元転とは、エビデンスの提出をせず、任意のタイミングで人民元転が実施できる制度です。外債の自由元転については4つの自由貿易試験区において2015年12月より自由元転の試行を実施しています。今回の16号通知は、これらの施策の経験を生かし、外債資金人民元転管理方式改革試行を全国に拡大するものです。改革の経緯については下記図表1をご参照下さい。

【図表1 資本項目自由元転改革の経緯】



※CBP: クロスボーダープーリング

2. 通知の内容

16号通知の主要内容は下記の通りです。

- 外債資金の自由人民元転管理を全国展開。企業は元転のタイミングを自由に選択可能。
- 域内機構の資本項目外貨収入(外債・資本金・域外上場還流資金等)の自由元転政策を統一化。
- 資本項目における外貨収入および元転資金の使用は外貨管理規制に従い、統一化したネガティブリストでの管理を実施。ネガティブリストの対象は減少。
- 外貨資本金・外債外債を人民元転した後、関連企業に対する人民元委託貸付に用いることが可能。また、外債を人民元転した資金を銀行の元本保証型理財(資金運用)商品に利用することが可能。
- 企業の毎月の手元準備金支払の累計金額上限を10万米ドル相当から20万米ドル相当に引上げ。

(1) 企業の外債資金人民元転管理方式改革の全国範囲への拡大

16号通知公布日より、域内企業(中資企業と外資企業を含み、金融機構を含まない)の外債資金は全て自由元転方式に基づいて人民元転手続を取扱うことができます。

(2) 域内機構の資本項目外貨収入自由元転政策の統一

前述の通り、外債の自由元転が新たに認められたことから、資本項目の外貨収入人民元転政策を統一し、規範化しています。現行法規に域内機構の資本項目外貨収入人民元転に対して制限する規定が存在する場合、その規定に従うものとしています。

域内機構の資本項目外貨収入自由元転比率は暫定的に100%とされており、国家外貨管理局は国際収支情勢に応じて適時、上述の比率に対して調整を行います。

域内機構は従来通り、支払人民元転制に基づいた外貨収入の使用も選択できます。

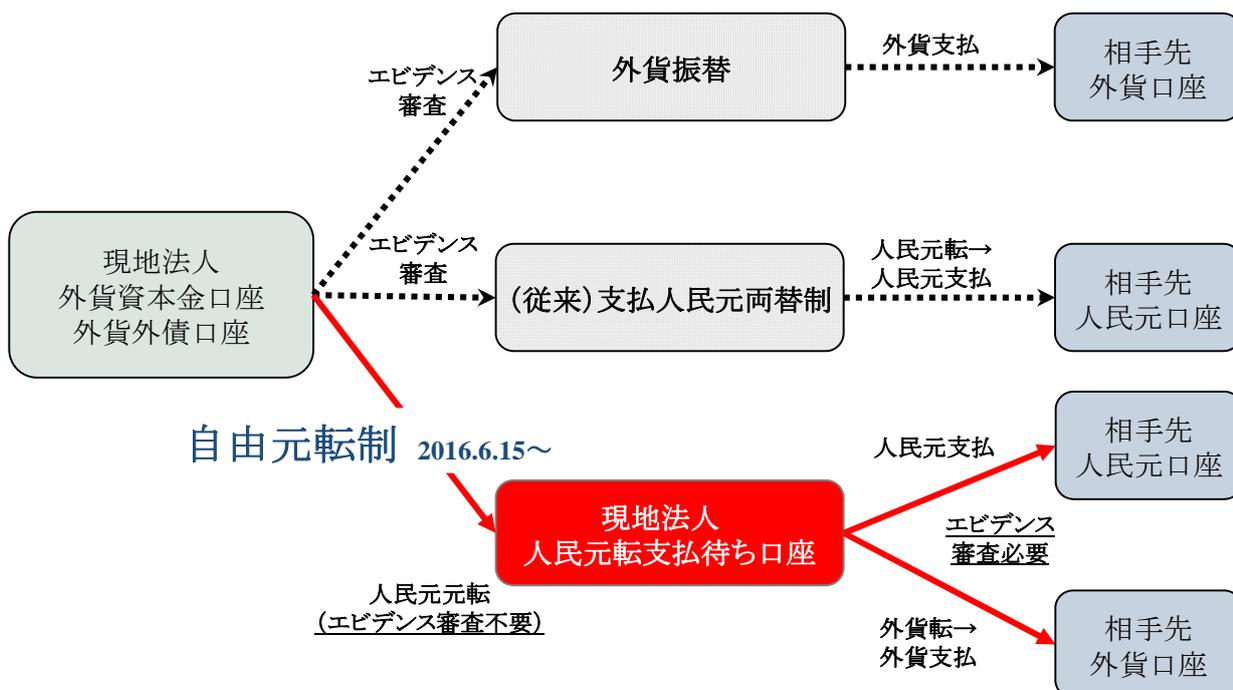
(3) 域内機構が資本項目外貨収入自由元転により得た人民元資金に対する「人民元転支払待ち口座」管理の導入

域内機構は原則、銀行においてそれぞれ対応する「人民元転支払待ち口座」を開設しなければなりません。預入した資本項目外貨収入を用いて、自由に人民元転し、人民元資金を得ることができます。併せて当該口座を通じて、各種の支払手続を取扱います。

域内機構が同一銀行の拠点において開設した同名義資本金口座、域内資産現金化口座、域内再投資口座、外債専用口座、域外上場専用口座及び規定に合致するその他類型の資本項目口座は、一つの「人民元転支払待ち口座」を共用することができます。

16号通知公布以降の外貨建資本金および外貨建外債の資金フローは以下図表2の通りです。

【図表2 外貨資本金・外貨外債の資金フロー】



また、「人民元転支払待ち口座」の収入範囲、支出範囲、資金用途は19号通知と比較すると、入出金範囲の緩和が進んでいます。下記図表3をご参照下さい。

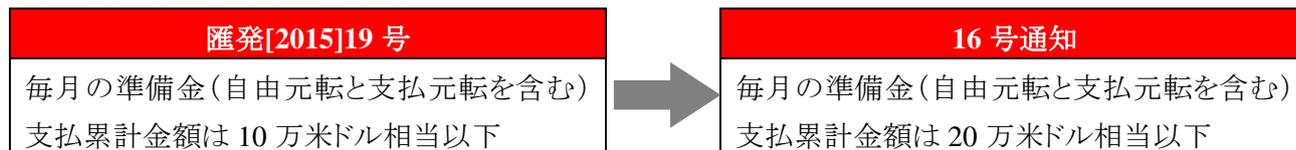
【図表3 「人民元転支払待ち口座」の入出金範囲・資金使途の比較】

項目	(匯発[2015]19号)	16号通知
収入範囲	<ul style="list-style-type: none"> ①同名義或いは域内持分投資を展開する企業の資本金口座・域内資産換金口座・域内再投資口座内から元転して振り替える資金 ②同名義或いは域内持分投資を展開する企業の人民元転支払待ち口座に振り替える資金 ③本口座が規定に準じて払出した資金の再入金 ④取引の取消による返却資金 ⑤人民元利息収入 ⑥外管局(銀行)の登記或いは外管局の核準(認可)を経たその他収入 	<p>左記記載内容+追加項目 【追加された内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外債専用口座、域外上場専用口座及び規定に合致するその他類型の資本項目外貨口座より人民元転し入金する資金 ②規制に合致する人民元収入
支出範囲	<ul style="list-style-type: none"> ①経営範囲内の支出 ②域内持分投資資金と人民元保証金の支払 ③資金集中管理専用口座・同名義の人民元転支払待ち口座への振替 ④使用済の人民元借入の返済 ⑤外債返済の外貨転支払或いは直接対外支払 ⑥外国投資者の減資・資本引き揚げによる外貨転支払或いは直接対外支払 ⑦外貨転支払或いは直接対外支払する経常項目支出 ⑧外管局(銀行)の登記或いは外管局の核準を経たその他資本項目支出 	<p>左記記載内容+追加項目、一部削除 【追加された内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①元利金返済専用口座の往来 ②域外株式の買戻し或いは域外上場にいるその他支出の外貨転支払・直接支払 ③域外機構のために納付する域内納税 ④国有株の代理売却収入の社会保険基金への振替 <p>【削除された内容】 使用済の人民元借入の返済</p>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業の経営範囲内の支出に限定 ◆下記資金使途は原則不可 (ネガティブリストによる管理) ①証券投資 ②人民元委託貸付(経営範囲で許可されている場合を除く) ③企業間貸借(第三者立替を含む)の返済、第三者に転貸した銀行借入の返済 ④不動産類でない外商投資企業の自社使用以外の不動産購入 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自身の経営範囲内の経常項目下の支出および法律法規により認められた資本項目下の支出に用いることができる。 ◆下記資金使途は原則不可 (ネガティブリストによる管理) ①証券投資或いは銀行元本保証型を除くその他理財商品 ②非関連企業への貸付(経営範囲で明確に許可したものを除く) ③建設、自家用ではない不動産の購入(不動産企業を除く)

(4)資本項目収入および元転した資金の支払管理の規範化

16号通知は企業が毎月使用可能な手元準備金名義での人民元転限度額を増加させています。限度額増加によって、資本項目外貨資金の利用について更に利便性が向上しています(図表4ご参照)。利便化を進める一方で、一括で全ての資本項目外貨収入を人民元転し支払、或いは人民元転支払待ち口座内の全ての人民元資金で行う支払を申請する域内機構に対し、関連する真実性証明資料が提出されない場合、銀行はその人民元転、支払の取扱を行ってはならないことも規定するなど、管理面の規範化も進めています。

【図表4:手元準備金限度額の変化】



4. 企業への影響

16号通知の公布により、域内企業資本項目外貨収入の用途および人民元転の管理が統一化されました。資本項目収入資金の自由元転制度により、企業は自由に元転のタイミングを選択することが可能となり、為替リスク管理に対する利便性が高まりました。また、資本項目資金の資金用途が拡大されており、企業は資本項目資金をより効率的に利用することが可能となっています。特に資本項目における元転後資金のグループ企業内融資(関連企業への貸付)への利用解禁は、グループ全体の外貨・人民元の資金配分に大きく影響を与える可能性があります。

実務面においては依然不明点も多く、当局による正式な見解を待つ必要があります。引き続き関連情報をフォローの上、随時展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国家外汇管理局 关于改革和规范资本项目结汇管理政策的 通知 汇发〔2016〕16号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、 外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁 波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>为进一步深化外汇管理体制改，更好地满 足和便利境内企业经营与资金运作需要，国 家外汇管理局决定在总结前期部分地区试点 经验的基础上，在全国范围内推广企业外债 资金结汇管理方式改革，同时统一规范资本 项目外汇收入意愿结汇及支付管理。现就 有关问题通知如下：</p> <p>一、在全国范围内实施企业外债资金结汇管 理方式改革 在中国（上海）自由贸易试验区、中国（天 津）自由贸易试验区、中国（广东）自由 贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区 相关试点经验的基础上，将企业外债资金 结汇管理方式改革试点推广至全国。自本 通知实施之日起，境内企业（包括中资企 业和外商投资企业，不含金融机构）外债 资金均可按照意愿结汇方式办理结汇手 续。</p> <p>二、统一境内机构资本项目外汇收入意愿 结汇政策 资本项目外汇收入意愿结汇是指相关政策 已经明确实行意愿结汇的资本项目外汇 收入（包括外汇资本金、外债资金和境外 上市调回资金等），可根据境内机构的实 际经营需要在银行办理结汇。现行法规对 境内机构资本项目外汇收入结汇存在限制 性规定的，从其规定。</p>	<p>国家外貨管理局 資本項目人民元転管理政策の改革と規 範化に ついで通知 匯発〔2016〕16号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、 外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、 寧波市分局；各中資外貨指定銀行：</p> <p>外貨管理体制改を深化させ、域内企業の 経営と資金運用需要をより充足するため、 国家外貨管理局は従来一部地域で実施し た試行施策の総括を基礎とし、企業外債 資金の人民元転管理方式改を全国範囲に 拡大することを決定した。同時に、資本 項目外貨収入自由元転および支払管理 も統一して規範化する。ここに關連する 問題を以下の通り通知する</p> <p>一、全国範囲での企業外債資金人民元 転管理方式改の実施 中国(上海)自由貿易試験区、中国(天 津)自由貿易試験区、中国(広東)自由 貿易試験区、中国(福建)自由貿易試 験区の關連する試行施策の経験を基礎 とし、企業外債資金人民元転管理方式 改試行を全国に拡大し推進する。本通 知実施日より、域内企業(中資企業と 外資企業を含み、金融機構を含まない) の外債資金は全て自由元転方式に基づ いて人民元転手続を取扱うことができる。</p> <p>二、域内機構の資本項目外貨収入自由 元転政策の統一 資本項目外貨収入自由元転とは、關連 する政策で既に明確に実行している自 由元転の資本項目外貨収入(外貨資本 金、外債資金、域外上場還流資金等) が、域内機構の實際の経営における必 要に基づいて、銀行において人民元 転できることを指す。現行法規に域内 機構の資本項目外貨収入人民元転に 対して制限する規定が存在する場合、 その規定に従う。</p>

境内机构资本项目外汇收入意愿结汇比例暂定为100%。国家外汇管理局可根据国际收支形势适时对上述比例进行调整。

在实行资本项目外汇收入意愿结汇的同时，境内机构仍可选择按照支付结汇制使用其外汇收入。银行按照支付结汇原则为境内机构办理每一笔结汇业务时，均应审核境内机构上一笔结汇（包括意愿结汇和支付结汇）资金使用真实性与合规性。

境内机构外汇收入境内原币划转及其跨境对外支付按现行外汇管理规定办理。

三、境内机构资本项目外汇收入意愿结汇所得人民币资金纳入结汇待支付账户管理

境内机构原则上应在银行开立一一对应的“资本项目—结汇待支付账户”（以下简称结汇待支付账户），用于存放资本项目外汇收入意愿结汇所得人民币资金，并通过该账户办理各类支付手续。境内机构在同一银行网点开立的同名资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户、外债专用账户、境外上市专用账户及符合规定的其他类型的资本项目账户，可共用一个结汇待支付账户。境内机构按支付结汇原则结汇所得人民币资金不得通过结汇待支付账户进行支付。

结汇待支付账户的收入范围包括：由同名或开展境内股权投资企业的资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户、外债专用账户、境外上市专用账户及符合规定的其他类型的资本项目外汇账户结汇划入的资金，由同名或开展境内股权投资企业的结汇待支付账户划入的资金，由本账户合规划出后划回的资金，因交易撤销退回的资金，符合规

域内機構の資本項目外貨収入自由元転比率は暫定的に100%とする。国家外貨管理局は国際収支情勢に応じて適時、上述の比率に対して調整を行うことができる。

資本項目外貨収入自由元転を実行すると同時に、域内機構は従来通り支払人民幣転制に基づいた外貨収入の使用も選択できる。銀行は支払人民幣転原則に基づいて域内機構のために人民幣転業務を取扱う際、域内機構による人民幣転（自由人民幣転と支払人民幣転を含む）の各明細の資金使用の真実性と合法性を全て審査しなければならない。

域内機構の外貨収入の域内原通貨振替及びそのクロスボーダー対外支払は現行の外貨管理規定に基づいて取扱う。

三、域内機構の資本項目外貨収入自由元転により得た人民幣資金への元転支払待ち口座管理の導入

域内機構は原則、銀行においてそれぞれ対応する“資本項目—人民幣転支払待ち口座”（以下、人民幣転支払待ち口座）を開設しなければならない。預入した資本項目外貨収入を用いて、自由に人民幣転し、人民幣資金を得る。併せて当該口座を通じて、各種の支払手続を取扱う。域内機構は同一銀行の拠点において開設した同名義資本金口座、域内資産現金化口座、域内再投資口座、外債専用口座、域外上場専用口座及び規定に合致するその他類型の資本項目口座において、一つの人民幣転支払待ち口座を共用できる。域内機構は支払人民幣転原則に基づいて人民幣転により得た人民幣資金を元転支払待ち口座を通じて支払ってはならない。

人民幣転支払待ち口座の収入範囲：同名或いは域内持分投資企業が展開する資本金口座、域内資産現金化口座、域内再投資口座、外債専用口座、域外上場専用口座及び規定に合致するその他類型の資本項目外貨口座より人民幣転し入金する資金、同名或いは域内持分投資企業が展開する人民幣転支払待ち口座入金の資金、本口座より合法に出金後戻し入れる資金、取引の取消によって戻される資金、規定に合致する人民幣収入、口座利息収入、および

<p>定の人民币收入，账户利息收入，以及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他收入。</p>	<p>外貨管理局（銀行）の登記或いは外貨管理局審査・承認を経たその他収入。</p>
<p>结汇待支付账户的支出范围包括：经营范围内的支出，支付境内股权投资资金和人民币保证金，划往资金集中管理专户、同名结汇待支付账户，购付汇或直接对外偿还外债、划往还本付息专用账户，购付汇或直接汇往境外用于回购境外股份或境外上市其他支出，外国投资者减资、撤资资金购付汇或直接对外支付，为境外机构代扣代缴境内税费，代境内国有股东将国有股减持收入划转社保基金，购付汇或直接对外支付经常项目支出及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他资本项目支出。</p>	<p>人民币転支払待ち口座の支出範囲：経営範囲内の支出、域内持分投資資金と人民币保証金の支払、資金集中管理専用口座・同名義の人民币転支払待ち口座への振替、外貨転支払或いは直接の対外外債返済、元利金返済専用口座との往来、域外株式の買戻し或いは域外上場に用いるその他支出の外貨転支払・直接支払、外国投資者の減資、出資回収資金の外貨転或いは直接の対外支払、域外機構のために納付する域内納税、国有株の代理売却収入の社会保険基金への振替、外貨転或いは直接の対外支払經常項目支出及び外貨管理局（銀行）の登記或いは外貨管理局の審査承認を経たその他資本項目支出。</p>
<p>结汇待支付账户内的人民币资金不得购汇划回资本项目外汇账户。由结汇待支付账户划出用于担保或支付其他保证金的人民币资金，除发生担保履约或违约扣款的，均需原路划回结汇待支付账户。</p>	<p>人民币転支払待ち口座内の人民币資金は外貨転して資本項目外貨口座に戻し入れてはならない。人民币転支払待ち口座より出金し、担保或いはその他保証金の支払に充てる人民币資金は、担保履行或いは違約による減額の場合を除き、全て元のルートで人民币転支払待ち口座へ戻さなければならない。</p>
<p>四、境内机构资本项目外汇收入的使用应在经营范围内遵循真实、自用原则</p>	<p>四、域内機構の資本項目外貨収入の使用は経営範囲内において、真実性、自己用途原則を遵守しなければならない。</p>
<p>境内机构的资本项目外汇收入及其结汇所得人民币资金，可用于自身经营范围内的经常项下支出，以及法律法规允许的资本项下支出。</p>	<p>域内機構の資本項目外貨収入及びその人民币転で得た人民币資金は、自身の経営範囲内の經常項目下の支出および法律法規により認められた資本項目下の支出に用いることができる。</p>
<p>境内机构的资本项目外汇收入及其结汇所得人民币资金的使用，应当遵守以下规定：</p>	<p>域内機構の資本項目外貨収入およびその人民币転で得た人民币資金の使用は以下規定を遵守しなければならない</p>
<p>（一）不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；</p>	<p>（一）直接或いは間接に、企業経営範囲外或いは国家法律法規で禁止されている支出に用いてはならない</p>
<p>（二）除另有明确规定外，不得直接或间接</p>	<p>（二）別途明確に規定されているものを除き、直接或いは間</p>

<p>用于证券投资或除银行保本型产品之外的其他投资理财；</p> <p>（三）不得用于向非关联企业发放贷款，经营范围明确许可的情形除外；</p> <p>（四）不得用于建设、购买非自用房地产（房地产企业除外）。</p> <p>境内机构与其他当事人之间对资本项目收入使用范围存在合同约定的，不得超出该合同约定的范围使用相关资金。除另有规定外，境内机构与其他当事人之间的合同约定不应与本通知存在冲突。</p> <p>五、规范资本项目收入及其结汇资金的支付管理</p> <p>（一）境内机构使用资本项目收入办理结汇和支付时，均应填写《资本项目账户资金支付命令函》（见附件）。结汇所得人民币资金直接划入结汇待支付账户的，境内机构不需要向银行提供资金用途证明材料。境内机构申请使用资本项目收入办理支付（包括结汇后不进入结汇待支付账户而是直接办理对外支付、从结汇待支付账户办理人民币对外支付或直接从资本项目外汇账户办理对外付汇）时，应如实向银行提供与资金用途相关的真实性证明材料。</p> <p>（二）银行应履行“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等展业原则，在为境内机构办理资本项目收入结汇和支付时承担真实性审核责任。在办理每一笔资金支付时，均应审核前一笔支付证明材料的真实性与合规性。银行应留存境内机构资本项目外汇收入结汇及使用的相关证明材料5年备查。</p>	<p>接に、証券投資或いは銀行元本保証型を除くその他理財商品に用いてはならない。</p> <p>（三）非関連企業への貸付に用いてはならない。経営範囲で明確に許可したものは除外する。</p> <p>（四）建設、自家用ではない不動産の購入に用いてはならない（不動産企業を除く）。</p> <p>域内機構とその他当事者間の資本項目収入の使用範囲に契約による約定がある場合、当該契約で約定した範囲を超えて関連資金を使用してはならない。別途規定がある場合を除き、域内機構とその他当事者間の契約約定は本通知との間で矛盾があってはならない。</p> <p>五、資本項目収入及びその人民元転した資金の支払管理の規範化</p> <p>（一）域内機構は資本項目収入を使用して人民元転、支払を取扱う際、全ての取引について『資本項目口座資金支払指図書』（付属資料ご参照）を記載しなければならない。人民元転により得た人民元資金を人民元転支払待ち口座へ直接入金する場合、域内機構は銀行に対して資金用途の証明資料を提出する必要は無い。域内機構が資本項目収入を使用して支払を行なう（人民元転後、人民元転支払待ち口座に入れず直接対外支払する場合、人民元転支払待ち口座で人民元対外支払を取扱う場合、或いは直接資本項目外貨口座で対外支払を取扱う場合を含む）際、事実通りに銀行に対して資金用途と関連する真実性を証明する資料を提出しなければならない。</p> <p>（二）銀行は“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”等の業務展開原則を履行しなければならず、域内機構のために資本項目収入人民元転と支払を取扱う際、真実性審査の責任を引受けなければならない。各明細の資金支払を取扱う際、各明細の支払証明資料の真実性と合法性を全て審査しなければならない。銀行は域内機構の資本項目外貨収入人民元転及び使用した関連証明資料を5年間、検査に備えて保存しなければならない。</p>
---	---

銀行应按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.0版）〉的通知》（汇发〔2014〕18号）的要求，及时报送与资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户、外债专用账户、境外上市专用账户、其他类型的资本项目账户、结汇待支付账户（账户性质代码2113）有关的账户、跨境收支、境内划转、账户内结售汇等信息。其中，结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“发票号”栏中填写资金用途代码（按照汇发〔2014〕18号文件中“7.10 结汇用途代码”填写）；除货物贸易核查项下的支付，其他划转的交易编码均填写为“929070”。

（三）对于境内机构确有特殊原因暂时无法提供真实性证明材料的，银行可在履行尽职审查义务、确定交易具备真实交易背景的前提下为其办理相关支付，并应于办理业务当日通过外汇局相关业务系统向外汇局提交特殊事项备案。银行应在支付完毕后20个工作日内收齐并审核境内机构补交的相关证明材料，并通过相关业务系统向外汇局报告特殊事项备案业务的真实性证明材料补交情况。

对于境内机构以备用金名义使用资本项目收入的，银行可不要求其提供上述真实性证明材料。单一机构每月备用金（含意愿结汇和支付结汇）支付累计金额不得超过等值20万美元。

对于申请一次性将全部资本项目外汇收入支付结汇或将结汇待支付账户中全部人民币资金进行支付的境内机构，如不能提供相关真实性证明材料，银行不得为其办理结汇、支付。

銀行は『国家外貨管理局〈金融機構外貨業務データ採集規範（1.0版）〉を公布することについての通知』（匯発〔2014〕18号）の要求に基づいて、資本金口座、域内資産現金化口座、域内再投資口座、外債専用口座、域外上場専用口座、その他類型の資本項目口座、人民幣転支払待ち口座（口座性質コード2113）に関連する口座、クロスボーダー収支、域内振替、口座内両替等の情報を遅滞無く報告送付しなければならない。その中で、人民幣転支払待ち口座とその他人民幣口座間の資金振替は域内収支エビデンスを通じて、域内振替情報を報告送付しなければならない。併せて“發票番号”欄の中に、資金用途コード（匯発〔2014〕18号文書中の“7.10 人民幣転用途コード”に基づいて記載する）を記載する。貨物貿易審査項目下の支払を除き、その他振替の取引コードは全て“929070”を記載する。

（三）特別要因によって暫定的に真実性を証明する資料の提出ができない域内機構に対し、銀行はデューデリジェンス義務を履行し、取引が真実の取引背景を備えていることを確定する前提の下、その関連する支払手続を行なうことができる。併せて業務取扱当日に外貨管理局の関連する業務システムを通じて、外貨管理局に特別事項備案（届出）を提出しなければならない。銀行は支払終了後20営業日以内に域内機構が補充提出した関連する証明資料を収集・審査し、併せて関連する業務システムを通じて外貨管理局に特別事項備案業務の真実性証明資料の補充状況を報告しなければならない。

域内機構に対する手元準備金名義で資本項目収入を使用する場合、銀行は上述の真実性証明資料の提出を要求しなくてもよい。単一機構の毎月の手元準備金（自由人民幣転、支払人民幣転を含む）支払の累計金額は20万米ドル相当を超えてはならない。

1度で全ての資本項目外貨収入を人民幣転して支払う、或いは人民幣転支払待ち口座内の全ての人民幣資金で支払うことを申請する域内機構に対し、関連する真実性証明資料を提出できない場合、銀行はその人民幣転、支払の取扱いを行ってはならない。

六、进一步强化外汇局事后监管与违规查处

(一) 外汇局应根据《中华人民共和国外汇管理条例》(国务院令 第 532 号)、《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》(汇发〔2013〕19 号)、《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》(汇发〔2013〕21 号)、《国家外汇管理局关于境外上市外汇管理有关问题的通知》(汇发〔2014〕54 号)等有关规定加强对银行办理境内机构资本项目收入结汇和支付使用等业务合规性的指导和核查。核查的方式包括要求相关业务主体提供书面说明和业务材料、约谈负责人、现场查阅或复制业务主体相关资料、通报违规情况等。

(二) 对于违反本通知办理资本项目收入结汇和支付使用等业务的境内机构和银行, 外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及有关规定予以查处。对于严重、恶意违规的银行可依法暂停其资本项下结售汇业务办理。对于严重、恶意违规的境内机构可依法暂停其办理意愿结汇资格或在外汇局资本项目信息系统中对其进行业务管控, 且在其提交书面说明函并进行相应整改前, 不得为其办理其他资本项下业务或取消业务管控。

本通知自发布之日起实施。《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》(汇发〔2013〕19 号)、《国家外汇管理局关于境外上市外汇管理有关问题的通知》(汇发〔2014〕54 号)、《国家外汇管理局关于改革外商投资企业外汇资本金结汇管理方式的通知》(汇发〔2015〕19 号)、《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司外汇资金集中运营管理规定〉的通知》(汇发〔2015〕36 号)等此前规定与本

六、外貨管理局の事後監督管理と規定違反処理の更なる強化

(一) 外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』(国务院令 第 532 号)、『国家外貨管理局 〈外債登記管理弁法〉を公布することについての通知』(匯発〔2013〕19 号)、『国家外貨管理局 〈外国投資者域内直接投資外貨管理規定〉及び一連の文書を公布することについての通知』(匯発〔2013〕21 号)、『国家外貨管理局 域外上場外貨管理に關連する問題についての通知』(匯発〔2014〕54 号)等の關連規定に基づいて、銀行による域内機構の資本項目収入人民元転と支払使用等の業務取扱いの合法性に対する指導と審査を強化する。調査の方式は、關連する業務主体への書面説明と業務資料提出の要求、責任者との面談、現場検査、業務主体に關連する資料の複製、規定違反状況の通報等を含む。

(二) 本通知に違反して資本項目収入の人民元転と支払使用等の業務を取扱った域内機構と銀行に対して、外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』及び關連規定に基づいて調査の上処分する。程度の重い事案、悪意のある規定違反をした銀行に対しては法に則ってその資本項目下の両替業務の取扱を一時停止することができる。程度の重い、悪意のある規定違反を行った域内機構に対しては、法に則ってその自由人民元転取扱資格の一時停止、或いは外貨管理局資本項目情報システムにおいて、その業務実行に対し管理を行うことができる。かつ、その書面説明書の提出と相応の改善の実行前は、その他資本項目下の業務、或いは業務管理の取消を行ってはならない。

本通知は公布の日から実施する。『国家外貨管理局 〈外債登記管理弁法〉を公布することについての通知』(匯発〔2013〕19 号)、『国家外貨管理局 域外上場外貨管理に關連する問題についての通知』(匯発〔2014〕54 号)、『国家外貨管理局 外商投資企業の外貨資本金元転管理方式を改革することに関する通知』(匯発〔2015〕19 号)、『国家外貨管理局 〈多国籍企業外貨資金集中運營管理規定〉を公布することについての通知』(匯発〔2015〕36 号)等、従来規定と本通知の内容が一致しない場合、本通知を基準とする。

<p>通知内容不一致的，以本通知为准。</p> <p>国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行及外资银行。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发所辖分支行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反映。</p> <p>附件：资本项目账户资金支付命令函</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2016年6月9日</p>	<p>国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知受領後、遅滞無く管轄内の中心支局、支局、都市商業銀行及び外資銀行に転送しなければならない。各中資外貨指定銀行は本通知受領後、迅速に所轄分支行に転送しなければならない。執行中問題がある場合は、遅滞無く国家外貨管理局資本项目管理司にフィードバックすること。</p> <p>付属資料：資本項目口座資金支払指図書</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2016年6月9日</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等については、お取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室